

論 説

交通事故による損害賠償と
被害者の特殊な体質に関する基礎的考察
——⁽¹⁾最高人民法院指導性案例24号を中心として——

胡 光 輝

- I はじめに
- II 指導案例24号
- III 学説
- IV 立法
- V 関連裁判例
- VI 関連裁判例の検討
- VII 被害者の特殊な体質と過失
- VIII 結びにかえて

(1) 「荣宝英訴王陽、永誠財産保險股份有限公司江陰支公司機動車交通事故責任糾紛案」江蘇省無錫市濱湖区人民法院2013年2月8日判決（2012）錫濱民初字第1138号（最高人民法院審判委員會検討採択、2014年1月26日公布（人民法院報2014年1月29日3面））。また、指導性案例24号について、既に判例評釈（胡光輝「交通事故による損害賠償と被害者の特殊な体質に関する最高人民法院指導性案例24号」判例時報2304号23-24頁）を公表しているが、同評釈では、紙幅の関係で十分に論じることができなかつたため、ここに大幅に加筆・修正を行い、改めて検討することとした。なお、最高人民法院は、指導性案例の選定作業において、2005年から2010年までの間に最高人民法院公報に掲載されている319件の案例に対しても整理・編集を行い、その中から15件案例を指導性案例として選定し公表した（郭鋒（最高人民法院研究室副主任）「最高人民法院發布加強案例指導工作情況」（2015年6月2日公表）、<http://www.chinacourt.org/article/subjectdetail/id/MzAwNEhNNIABAA%3D%3D.shtml> 2016年5月3日アクセス）。

I はじめに

1 中国における「指導性案例」の公布

2010年11月26日、最高人民法院は、⁽²⁾「⁽³⁾案例指導業務に関する規定」(以下「規定」という。)を公布した。翌年12月20日に最高人民法院は、第一回目の指導性案例 4 件を公布、2016年 9 月30日には、⁽⁴⁾第14回目の指導性案例 5

(2) 「案例」という用語について、日本では、原語をそのまま用いるものが多いが、「判例」という用語も多くみられる。本稿では、原語のまま「案例」を用いる。案例と判例の違いについて、最高人民法院研究室副主任郭鋒氏は、次のように説明している。すなわち、第一に、案例を用いた法律規定に対する解釈及び適用は、司法活動の一環である。指導性案例は、法源ではなく、法律効力を有しないため、我々の指導性案例は英米法系の裁判官による法創造が認められる判例制度とは違って、中国の裁判官が法創造できず、立法機関しか法律を制定することができない。第二に、中国の指導性案例の生成は、一定の規範に従い、つまり、最高人民法院が選定・審査及び公布を行っているが、英米法系の判例はこのような手続きがない。第三に、中国の中級人民法院及び基層人民法院の裁判官が審理して下した判決も、指導性判例として選定される可能性あるが、判例制度を受け入れている大陸法系の国々では、最高裁判所が審理した事件しか判例になれず、英米法系の国々では、審級の低い裁判所の判決は先例になることが少ない。(「最高人民法院加強案例指導工作情况新聞发布会」(郭鋒氏の発言) 最高人民法院公式ホームページ <http://www.live.chinacourt.org/chat/fulltext/listId/40709/template/courtfbh20150602.shtml> 2016年 5 月 7 日アクセス)。また、英米法系の判例法は中国の政治制度に合わず、「判例」あるいは「判例法」を使うと誤解を招く可能性があり、「案例指導制度」は中国の現実状況にあっているだけでなく、人々に広く受け入れられている「案例」のほうが制度の発展に一定の空間をもたらすことができるなどと指摘されている(胡雲騰主編・最高人民法院案例指導工作弁公室編『最高人民法院指導性案例参照与適用』(人民法院出版社、2012年) 80頁参照)。さらに、案例指導制度の原則は、指導性案例の事実上の拘束力を否定するわけではなく、しかし、目下の制度枠組みにおいては法源としてまだ直接援用できない。司法解釈の実践サンプルとして、司法解釈制度の補的な役割を果たしている(同、85頁)。

(3) 「最高人民法院關於案例指導工作的規定」(法發〔2010〕51号) 2010年11月15日に最高人民法院審判委員會第1501回會議採択、2010年11月26日公布。同年 7 月29日に最高人民檢察院の關於案例指導工作的規定(2015年12月30日に修正)が出されていた。

件を公布し、計69件の指導性案例が公布された。また、2015年5月13日、最高人民法院は、上記「規定」の実施細則⁽⁵⁾を公布した。「規定」及びその実施細則の制定によって、中国における「案例指導制度」が確立されたといえる。

最高人民法院は指導性案例について、次のような見解を出している⁽⁶⁾。中国では、各地の経済・社会の発展に格差が生じ、司法関係者の能力の差や法を執行する環境の違いなどの問題を抱えており、裁判実務において〔同案不同判〕（同種の事件につき異なる判決が下される。）の現象が生じ、司法に対する信頼が損なわれている。案例指導制度の構築は、法律適用及び裁判の尺度を統一するというメリットがあり、司法の効率を高め、司法の公正を促進することができる。

「規定」7条は、指導性案例について、各級の人民法院が類似案例を審理するときに参照しなければならない、と定めている。また、同11条によれば、裁判理由の部分において、指導性案例の番号及び要旨を引用しなければならないが、公訴を提起する機関、事件の当事者及び弁護士・訴訟代理人が指導性案例を引用して主張理由とする場合は、裁判所は判決理由において当該指導性案例を参照したかどうかを明らかにする必要があると同時に、理由も付しなければならないと規定している。中国における「指導性案例」の効力問題、「規定」に定めている「参照しなければならない」の解釈問題⁽⁷⁾などについて、学者や実務家の間で盛んな議論が交わされてい

(4) 「最高人民法院公布第14批指導性案例」最高人民法院公式ホームページ2016年10月4日アクセス、<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-27791.html>。

(5) 最高人民法院は、2015年5月13日に「最高人民法院の案例指導業務に関する規定の実施細則」（最高人民法院審判委員会は2015年4月27日に検討・採択）を公布した。実施細則1条によれば、案例指導関連業務の強化、規範化及び促進をし、指導性案例が裁判業務に対して指導的な役割を十分に発揮し、法律適用の基準を統一し、司法の公正を維持するため、実施細則を制定したとしている。

(6) 郭鋒・前掲注（1）。

(7) 陳興良教授は、「実質的には判例としての性格を有するもの」であり、「案例指導制度は、中国の特色のある判例制度であるといってもよい」と述べている（陳興

る。これらの問題については、また機会を改めて論じることとしたい。

2 指導性案例24号の選定経緯及び理由

指導性案例24号は、江蘇省無錫市中級人民法院により提出され、江蘇省高級人民法院の審査・検討を経て、最高人民法院案例指導作業弁公室に推薦されたものである。選定の経緯はおよそ次の通りである。⁽⁸⁾

2013年9月9日、江蘇省高級人民法院審判委員会は、本件判決は最高人民法院の「案例指導工作に関する規定」に符合し、同種事件の審理に対する指導的な役割、及び被害者の合法的な権利・利益の保護などにとっても一定の意義を有するとして、本件判決の推薦を決めたという。同年9月13日に開かれた案例指導作業弁公室の全体会議にて検討を行ったうえ、最高人民法院民事第一法廷の意見を求めたところ、民事第一法廷から本件判決の論理構成が明確で、結論も妥当なものであり、実務における誤った認識を正すことができ、規範を示すことができるとの見解が示され、公布に至ったのである。

「指導性案例24号」は、公表されてから、多くの下級裁判所の判決で引用されており、2016年2月16日現在、引用はすでに133件に達し、他の指導性案例に比べると群を抜いており、その影響がみて取れる。⁽⁹⁾

良（金光旭訳）「中国における案例指導制度」Review of Asian and Pacific Studies No. 37, 66頁）。日本でも多くの研究成果が発表されている。案例指導制度の形成・現状及び問題点などについて、但見亮『『案例指導』の現状と機能——『中国裁判事例研究』の始にあたり』比較法学43巻3号1頁以下を参照されたい

(8) 最高人民法院案例指導工作弁公室『『榮宝英訴王陽、永誠財産保險股份有限公司江陰支公司机動車交通事故責任糾紛案』的理解与参照——個人体質特殊不属于減輕侵權人責任的情形』人民司法2015年12期、9頁参照

(9) 指導性案例研究組「民商事指導性案例司法応用年度報告（2015）」<http://weekly.pkulaw.cn/Admin/Content/Static/af800008-5836-412a-b3cd-7a61697ced03.html>（当該報告は、北京大学法制信息中心及び北京大学法律情報網のデータに基づいて作成されたものであるという。）。また、指導性案例研究組「最高人民法院指導性案例司法応用年度報告2015」参照、北京大学法律情報網 <http://article.chinalawinfo.com/ArticleFullText.aspx?ArticleId=94379> 2016年4月25日アクセス

近年、中国では、自動車事故が多発しており、指導性案例24号が公表されるまでの中国の裁判実務は、加害者と被害者の過失の程度を斟酌して、公平の原則に基づいて割合的な解決を行ってきた。しかし、指導性案例24号は、被害者の特殊な体質を被害者の故意・過失とすることができないだけでなく、加害者の行為と被害者の損害との間に相当因果関係が存在するなどの理由として、それまでの割合的な解決を否定して、加害者にすべての損害賠償責任を負わせることにしたのである。同種事件の処理に大きな影響を与えていることを考えると、極めて画期的な判決であるといえる。

本稿は、指導性案例24号の判決内容及び関連裁判例を紹介し、中国における（主に）交通事故による損害賠償と被害者の特殊な体質をめぐる問題について、若干の考察を加えることとする。

II 指导案例24号

1 判旨

交通事故の被害者に故意・過失〔⁽¹⁰⁾過錯〕がない場合、その体質状況の損害結果に対する影響は、加害者の責任減輕の法定事由に該当しない。

2 事実の概要

原告 X の主張

X は、被告 Y 2 が運転する車に衝突され、けがをした。

ス。次に多いのは、指導性案例15号「売買契約に関する紛争」の18件である。なお当該報告書は、北京大学の「北大法宝の司法案例データベース」の中のデータを分析対象としている。

(10) 中国法上の「過錯」は、行為者がその行為を決定する心理状態を指し、故意と過失の2つの内容を含むと解されている（法学教材編集部『民法原理』編写組（佟柔主編）『民法原理』（法律出版社、1983年）226頁）。また、行為者の過錯とは、「行為者が行為を実施するときのある種の心理状態を指す。それは、不法行為を構成する主観要件」であり、故意と過失を含む（佟柔・趙中孚・鄭立主編『民法概論』（中国人民大学出版社、1982年）309頁などを参照されたい）。

江蘇省無錫市浜湖交通警察の認定

Y 2 が事故のすべての責任を負い、X が Y らに対して医療費30,006元、入院中の食事代414元、栄養費1,620元、障害賠償金27658.05元、看護費6,000元、交通費800元、精神損害慰謝料10,500元、さらに本件訴訟費用及び鑑定費用などの損害賠償請求を行った。

Y 1 (永誠財産保险股份有限公司江陰公司) の主張：事件の経過及び責任について、異議なく、強制保険の限度額内において賠償を行う。医療費用30,006元、入院中の食事費414元の賠償についても認める。鑑定意見によると、被害者 X の損害における Y の寄与度は75%、X の体質によるものは25%であり、したがって障害に関する損害の寄与度は0.75をかける必要があり、20743.54元を認定する。栄養費用の1350元、看護費用の3300元、交通費の400元を認めるが、鑑定費用を認めない。

Y 2 の主張：事故の経過に関する認定及び責任を認め、X の損害は、Y 1 が強制保険額の範囲内において優先的に賠償を行う。鑑定費用については、裁判所の判断に委ね、その他の各費用については、保険会社の意見に従う。Y 2 はすでに X に20,000元の賠償を行った。

裁判所の認定：2012年2月10日14時45分頃、Y 2 は No 蘇 MT1888 の車を運転して、江蘇省無錫市浜湖区蠡湖大道に沿って、北から南へ進行し、交差点で道を渡っている X に接触し、けがを負わせた。2月11日、警察は「道路交通事故認定書」を作成し、Y 2 が事故の全責任を負い、X に責任がないことを認定した。事故発生当日、X はすぐに病院に運ばれ、治療を受け、医療費である30,006元のうち、Y 2 が20,000元を支払った。Y 2 は治療の期間中、月2,200元でお手伝いの方に来てもらっていた。事故を起こした車は Y 1 保険会社で車交通事故強制保険に加入しており、保健期間は2011年8月17日0時から2012年8月24時までの一年間であった。X の医療費は30,006元、入院中の食事代は414元、精神的慰謝料の10,500元については、当事者双方に争いが無い。

無錫市病院の司法鑑定によると、① X の左橈骨遠位端骨折の障害等級

は10級と認定し、左下肢損傷の障害等級は9級である。損害の寄与度は75%であり、被害者の個人の体質によるものは25%を占める。②Xの入院治療による欠勤は150日であり、看護期間は60日で、回復期間90日である。一審裁判所は、これによって損害賠償金27658.05元のうちの25%を減額し、20743.54元とした。

3 裁判結果

1 審江蘇省無錫市浜湖区人民法院は、2013年2月8日に（2012）錫濱民初字第1138号判決において、次のように判示した。

- ① Y1は判決の効力発生の日から10日以内Xに医療費、入院中の食事代、栄養補給費用、障害賠償金、看護費用、交通費、精神損害の慰謝料計45343.54元を支払うこと。
- ② Y2は判決の効力発生の日から10日以内にXに医療費、入院中の食事補助費用、栄養補給費用、鑑定費用計4040元を支払うこと。
- ③ それ以外のXの請求を棄却する。判決後、Xがこれを不服として上訴した。

2 審無錫市中級人民法院は、2013年6月21日に原審における法律適用の誤りがあったことを理由として、次のように判示した（（2013）錫民終字第497号民事判決）（以下「本件判決」という。）。

- ① 無錫市浜湖区人民法院（2012）錫濱民初字第1138号民事判決を取り消す。
- ② Y1は本件判決の効力発生の日から10日以内にXに52258.05元を賠償する。
- ③ Y2は本件判決の効力発生の日から10日以内にXに4040元を賠償する。
- ④ それ以外のXの請求を棄却する。

4 裁判理由

中国権利侵害責任法第26条は、「損害の発生について、被権利侵害者にも故意・過失がある場合には、権利侵害者の責任を軽減することができる」と定めている。また、道路交通安全法第76条1項2号によれば、自動車と非自動車の運転者・歩行者との間で交通事故が発生し、非自動車の運転者・歩行者に故意・過失がない場合には、自動車側が責任を負うが、非自動車の運転者・歩行者に故意・過失があることを証明する証拠がある場合は、故意・過失の程度によって自動車側の賠償責任を一定程度減輕することができる。したがって、交通事故に関する障害賠償金の減額について、被害者の損害の発生または拡大において、過失を有するか否かに基づいて分析をしなければならない。本件交通事故でもたらされた障害に、個人の体質の状況が一定の影響を与えたものの、被害者 X に故意・過失があるわけではなく、X に一定の責任を負わせることはできない。原審判決は、加害行為による損害の寄与度は75%であり、被害者 X の個人の体質によるものは25%を占める、という障害の等級鑑定結論に基づき、障害賠償金の減額を行ったことについて、法律適用の誤りがあって、これを取り消さなければならない。

交通事故被害者に生じた損害および損害の結果との因果関係からみると、本件交通事故を引き起こした Y 2 は、車を運転して横断歩道を通過する際に安全注意義務を果たしていなかったため、X に衝突した。本件交通事故がもたらした損害の結果は、被害者 X が車に衝突され、転倒して骨折したことによるものであり、X は本件事故の発生及び損害の結果について、過失がなく、責任を負わない。X は年配者であるが、しかし、X の骨粗しょう症は事故の結果をもたらした客観的要素に過ぎず、法律上の因果関係を有するわけではない。したがって、被害者 X は損害の発生または拡大について過失がなく、加害者の賠償責任を減輕または免除する法定の事由が存在しない。また、自動車を運転する者が運転のルール、歩行者優先という基本的な交通規則及び社会的マナーを遵守しなければ

らない。本件事故は、歩行者用横断歩道において発生し、普通に歩いている歩行者 X が車に衝突されることについて予見できず、Y2 が車を運転して横断歩道を通過する前に法令に従い減速・徐行を行わず、歩行人を優先しなかったことが、事故の発生をもたらした。したがって、法律の規定に基づき、車側が事故のすべての賠償責任を負わなければならない。

中国の道路交通安全法の関連規定によれば、自動車の交通事故により人を死傷させ、財産の損害をもたらした場合は、保険会社が自動車第三者責任強制保険の賠償限度額内において賠償を行う。しかし、自動車交通事故責任強制保険制度は、強制保険の賠償を確定するときに被害者の体質が損害結果に及ぼした影響によって一定の減額を行うことを規定しているわけではなく、保険会社の免責事由も被害者が故意に交通事故を起こした場合に限るのであり、仮に保険に加入している自動車に責任がなくても、保険会社は交通事故責任強制保険の無過失責任の賠償限度額内に賠償を行わなければならない。したがって、法律規定の賠償項目及び基準に合致する被害者の損害について、すべて自動車交通事故責任強制保険の賠償範囲に属するとして、「損害の寄与度」に基づき、損害賠償責任及び自動車交通事故責任強制保険による賠償責任を確定することは、法的根拠はないといわなければならない。

III 学説

1 寄与度減責理論

中国では、不法行為による損害賠償における複数の原因が競合した場合、その損害の発生・拡大に作用した力あるいは程度について、〔原因⁽¹¹⁾力〕、〔参与度〕などの概念が用いられている。本稿では、「寄与度」とい

(11) 「判例上斟酌の対象となった原因力には、被害者の心因的素因及び体質的素因、自然力、建物の壊れやすい素因などがある」という（谷口聡「寄与度減責理論の展開と本質的課題」法学研究論集5号（1996年）185頁）。

う用語を用いる。被害者の特殊な体質は、不法行為責任の分担との関係について、法律上明文の規定があるわけではない。司法実務では、裁判所は多くの場合、寄与度理論と公平の原則⁽¹²⁾を用いて、被告と特殊な体質を有する原告に分担させる形で解決を図っている⁽¹³⁾と指摘されている。

被害者の特殊な体質を含むいくつかの原因が競合する事例の場合に、加害者の責任を減輕することができるかどうかの問題について、日本では、「裁判所は、損害の発生または拡大につき、被害者の素因が競合する場合に、素因が『寄与』する限度で加害者の責任を減じるものが増加している。考慮される素因の範囲、減額の理論的根拠等についてはなお争いがあるものの、裁判実務の大勢は、この種の寄与度減責を肯定する方向で一致

(12) 公平責任は、衡平責任とも称され、損害について当事者双方がともに過失がない場合、人民法院が公平の観念に基づき、加害者が被害者の財産的損害について一定の補償を命じることを指す（王利明・楊立新編著『侵權行為法』（法律出版社、1996年）43頁）。中国における帰責原理について、一元説（過失責任）、に言説（過失責任及び無過失責任）、多元説（たとえば、①過失責任、危険責任及び公平責任、②過失責任、過失推定責任及び無過失責任、③過失責任及び嚴格責任を基本的な帰責原理とし、公平責任を補充的の原則として、設定的無過失責任を例外とするというなどの主張が出されており、一致していない。）等の学説があり、權利侵害責任法は、過失責任及び無過失責任の2元説を採用している（張新保『侵權責任法』（中国人民大学出版社、2013年）13-14頁、梁慧星「中国侵權責任法解説」北方法学5卷25期、7頁、王利明「侵權責任法的中国特色」法学家2010年2期、86頁等を参照されたい）。

(13) 周小鋒「特殊体質受害人損害賠償問題研究」人民司法2012年13期、93-94頁参照。なお、原因力と公平の原則を言及した東京地判昭50・1・16判時791号96頁は、自転車で走行中の被害者が自動車に衝突されて重大な傷害を蒙った事案につき、被害者の年齢的体質的素因（老人性変形性頸椎症）による減額を否定し、「被害者の持つ潜在的負因が症状の発生憎悪に原因力を与えている（寄与している）場合、これを理由に損害額を減額する傾向のあったことは確かである」が、しかし、「加害者の責任領域に属する交通事故が原因力を与えている場合にまで右の考え方を適用することはかえって公平の原則にもとるものといえよう。右の考え方は先に見たとおり、潜在的な負因が、交通事故による外力を待つまでもなく、日常生活の些細な出来事がきっかけとなっても、顕現することのあり得るような場合等の如く、適正にその適用場面を限定すべきものと思料する。」。東京地判昭50・1・31交民集8巻1号197頁も同旨。

していると言ってよい。学説には反対する説もあるがやはり多数は実務の傾向を支持している⁽¹⁴⁾といえる。中国では、1980年代から論じられるようになった。たとえば、特殊な体質を有する被害者に、加害者の軽微な故意・過失により大きな損害がもたらされ、仮にその損害について一般人が予見不可能であったとしても、加害者に一定の責任を負わせる必要があると論じるものがある⁽¹⁵⁾。

1990年まで、故意・過失割合の大小によって損害賠償の責任分担を決めていた⁽¹⁶⁾。最も早い段階から故意・過失の程度について検討を行ったのは、1958年に出版された「中華人民共和国民法基本問題」であり、後の学者も故意・過失の程度に応じて責任の分担論を展開してきたという⁽¹⁷⁾。たとえば、1982年に出版された全国大学統一教材『民法概論』において、損害賠償責任を確定するとき、被害者の過失の有無、過失の大小などにより加害者の賠償責任を減輕するかどうかを斟酌するとしている⁽¹⁸⁾。

1990年代から、原因競合⁽¹⁹⁾における割合的解決を図る際に、寄与度が一つ

(14) 能見善久「寄与度減責-被害者の素因の場合を中心として」加藤一郎・水本浩編『四宮先生古稀記念論文集 民法・信託法理論の展開』（弘文堂、1986年）215頁。また、大塚直「原因競合における割合的・責任論に関する基礎的考察」星野英一古稀祝賀『日本民法学の形成と課題 下』（有斐閣、1996年）851頁以下、窪田充見「被害者の素因と寄与度概念の検討——不法行為法上の損害賠償額決定過程についての一考察——」判例タイムズ558号、64頁37頁以下、などを参照されたい。

(15) 魏振瀛「論構成民事責任条件的因果関係」北京大学学报（哲学社会科学版）1987年3期、99頁参照。同論文において、「原因力」の用語を用いている。

(16) 楊立新・梁清「原因力的因果關係理論基礎及其具体応用」法学家2006年6期、103頁参照。

(17) 楊立新・梁清・前掲注（16）・103頁参照。なお、1950年の「列車と車の衝突事件に関する損害賠償事件」において、裁判所は、「双方に故意・過失」があるとして、列車の賠償責任を軽減した（同、103頁参照）。

(18) 佟柔・趙中孚・鄭立主編『民法概論』（中国人民大学出版社、1982年）315頁、

(19) 「いわゆる原因競合とはすなわち、複数原因が間接的に結合され同一の損害結果が生じた場合をいい、すなわち、いわゆる『多因一果』である」（文元春「中国における共同不法行為についての基礎的研究——狭義の共同不法行為を中心に——」早稲田法学会誌65巻1号（2014）429頁）。

の基準として理論と実践の両面から言及されるようになったという。⁽²⁰⁾ 一般に、寄与の程度は、原因の性質、原因事実と損害との間の距離及び原因事実の強弱によって決まるといわれているが、この点について、張宝新教授は、次のように論じている。⁽²¹⁾ 複数原因が存在し、因果関係上競合している場合には、賠償額を確定する際に、それぞれの加害原因の寄与度を主な判断基準とすべきであり、故意・過失を補充的な基準とすべきである。その理由⁽²²⁾ について、次のように説明している。

1 つは、権利侵害責任法の主な機能は、損害に対する填補であり、行為者に対する懲罰的役割を果たしているわけではない。損害賠償の額を確定する際に、行為者の主観的な故意・錯誤に注目する必要性があるわけではなく、行為者の行為の損害結果に対する寄与の程度に注目し、行為者に自らの行為⁽²³⁾ がもたらした損害の賠償責任を負わせることは、公平・正義にかなっている。

(20) 楊立新・梁清・前掲注 (16)・103頁参照。

(21) 張新宝・明俊「侵權法上的原因力理論研究」中国法学2005年2期、98頁。

(22) 張新宝・明俊・前掲注 (21)・98頁。

(23) 日本では、最判昭63・4・21民集42卷4号243頁は、「身体に対する加害行為と発生した損害との間に相当因果関係がある場合において、その損害がその加害行為のみによって通常発生する程度、範囲を超えるものであつて、かつ、その損害の拡大について被害者の心因的要因が寄与しているときは、損害を公平に分担させるという損害賠償法の理念に照らし、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、その損害の拡大に寄与した被害者の右事情を斟酌することができるものと解するのが相当である。」と判示している。また、最高裁は初めて体質的要因による素因減額を認めた、最判平4・6・25民集46卷4号400頁は、「被害者に対する加害行為と被害者のり患していた疾患とがともに原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失うときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、被害者の当該疾患を斟酌することができるものと解するのが相当である。けだし、このような場合においてもなお、被害者に生じた損害の全部を加害者に賠償させるのは、損害の公平な分担を図る損害賠償法の理念に反するものといわなければならないからである。」と判示している。

いま1つは、寄与度とは、行為者の行為の、損害の発生及び拡大に対する寄与の程度を指し、事実の観点から加害者の行為と損害との間の客観的な関連性、寄与した程度を確認するものであり、法的価値判断は含まれない。故意・過失は当事者の主観的心理状態であり、その程度及び大小を確定できない可能性があり、比較できないため、寄与度理論が当事者の責任分担をより客観的に確定することができるという⁽²⁴⁾。

また、楊立新教授は、次のように論じている。寄与度は、損害結果をもたらした原因の競合が生じた場合、一つ一つの原因が損害の発生及び拡大に寄与した度合いといい、競合的不法行為による損害賠償の範囲を確定するために重要な役割を果たしているが、あくまでも相対的なものである⁽²⁵⁾。主に、①当事者双方の過失程度を確定できない場合、複数の行為のそれぞれの寄与度に基づき、各々の責任の比率を確定すること、②当事者双方の過失程度が同じである場合、それぞれの行為の寄与度の大小に従い、それぞれの賠償責任の微調整を行うことなどを通じて体现されているという⁽²⁶⁾。寄与度に関する判断は、事実的寄与度と法的評価に分けて判断され、前者に対する判断は、主に行為と損害との間に「あれなければこれなし」法理に基づく事実因果関係であるが、しかし、複数の原因の場合は、事実的因果関係が否定されてしまうため、やはりその因果関係を確定するには、実質的原因（substantial factor rule）を補充的なルールとして把握する必要があるという⁽²⁷⁾。つまり、「事実上の因果関係の問題は、『寄与率』というように量的な問題として考えるように変えていくのが合理的である⁽²⁸⁾」という考え方である。

(24) 張新宝・明俊・前掲注(21)・98頁。

(25) 王利明・楊立新・前掲注(12)・215-216頁参照。

(26) 王利明・楊立新・前掲注(12)・216頁。

(27) 楊立新・梁清・前掲注(16)・105頁参照。

(28) 野村好弘「判批」交通民集1巻索引・解説号(1969年)226頁、同「因果関係の本質」財団法人交通事故紛争処理センター編『交通事故損害賠償の法理と実務』（ぎょうせい、1984年）62頁以下、また小賀野晶一「むち打ち症被害者の適正救済と割合的判断」判タ674号、44頁以下参照。

寄与度理論は、医療過誤による損害賠償事件において広く用いられており、鑑定機関は、病院の医療行為が患者にもたらした損害の原因力を、寄与度〔参与度〕と称して鑑定の結論において損害の寄与度に応じた一定の負担割合を算出し、裁判所は往々にして鑑定機関の割合に従い賠償責任を認定することにして⁽²⁹⁾いる。そもそも、医療機関の医療行為は、ある種の損害をもたらす「可能性」があり、「医療機関がこの種の不確定の『可能性』の全責任を求められるのであれば、医療機関の責任が不合理に拡大され、公平の原則に符合せず、しかしながら、医療機関の不当な医療行為は、損害結果が発生する可能性をもたらすだけであるものの、結果発生の原因でもあるため、公平の原則及び被害者保護の角度から考えると、医療機関も損害結果につき、一定の責任を負う必要がある⁽³⁰⁾。

法的評価について、予見可能性と直接損害の理論を用いて判断されることが論じられている⁽³¹⁾。予見可能性の理論は、主に故意不法行為〔侵權行為〕事件における寄与度の認定に適用され、行為者が自らの故意・過失について責任を負い、予見可能な行為の結果についてしか責任を負わないという考えである⁽³²⁾。予見可能性を厳格に解することになると、ほとんどの場合における被害者の特殊な体質について、加害者が予見できないのが通常であると考えられるから、責任が否定されることになってしまう⁽³³⁾。これに対し、直接損害について、賠償されるべき損害は、直接損害に限られる（フランス民法1151条）とし、行為者が損害について予見可能であったかどうかを問わず、当該行為による寄与度があると論ぜられている⁽³⁴⁾。つまり、

(29) 周小鋒・前掲注(13)・94頁参照。

(30) 趙俊「医療機構因接種不当所致損害の責任承担——王某与某地段医院、某疾病预防控制中心人身損害賠償案評析」法学2006年3期、159頁参照。

(31) 楊立新・梁清・前掲注(16)・105-106頁。

(32) 楊立新・梁清・前掲注(16)・105-106頁、張新宝『侵權責任構成要件研究』（法律出版社、2007年）345頁等。なお、台湾の裁判例の立場は、被害者の特殊な体質について、加害者が予見できなくても、損害賠償責任を負う（陳聰富『因果關係与損害賠償』（北京大学出版社、2006年）124頁）。

(33) 能見善久・前掲注(14)・222頁参照。

因果関係の角度から、予見可能性を問題視することなく、寄与度の範囲において因果関係があるとしているのである。

2 因果関係と寄与度

不法行為による損害の発生原因は、一つの行為あるいは事件によることは稀であり、多くの場合、さまざまな素因が互いに関連し合い、影響し合うのが通常である⁽³⁵⁾。中国の伝統的必然的な因果関係説は、複数原因によってもたらされた同一の損害について、直接原因と間接原因、主な原因と主でない原因を分けることにしており、間接原因の場合は、因果関係を有せず、行為者の責任が免除されるが、主な原因と主でない原因のいずれも損害事実をもたらす原因であるため、それぞれ損害をもたらした度合いによって責任を分割する（たとえば、後掲2001年の司法解釈⁽³⁶⁾）。いわゆる直接原因は、損害の結果に直接作用し、損害発生・展開の過程において、ある種の必然性を表しており、間接原因は、往々にして偶然にほかの要素が介入し、結合した結果として損害が生じたのであり、直接原因と間接原因を区別する主な目的は、間接原因について責任を負うか否か、負う責任の程度を確定するためであるという⁽³⁷⁾。

必然的因果関係は、原因と条件を区別し、行為者の行為と損害結果との間に内在的、本質的、必然的な関係を有するときのみ法律上の因果関係が認められる⁽³⁸⁾。これに対して、相当因果関係説は、行為と損害の結果との間に直接的な因果関係を要せず、行為者の行為が損害の結果との間に相当な条件があれば、行為者が責任を負うと主張する⁽³⁹⁾。不法行為によって発生し

(34) 楊立新・梁清・前掲注(16)・105-106頁、龔海南「特殊体質受害人之侵權賠償芻議」法律適用2012年8期、74頁など。

(35) 王利明・楊立新・前掲注(12)・62頁参照。

(36) 楊立新・梁清・前掲注(16)・106頁参照。

(37) 趙俊・前掲注(30)・159頁参照。

(38) 王利明・楊立明編著・前掲注(12)・62-63頁。

(39) 王利明・楊立明編著・前掲注(12)・62頁。

た損害賠償につき、損害発生を惹起した行為の寄与度〔原因力〕のいかんにかかわらず、すべて損害の原因であり、条件と結果を区別してしまうと、加害者は責任を免れ、被害者が救済を受けられなくなってしまう可能性⁽⁴⁰⁾があると、多くの学者が相当因果関係説を支持する。

3 公平（責任）の原則

被害者の特殊な体質に関連する損害賠償事件において、多くの裁判所は公平の原則を適用しており、まず、加害者（被告）の行為と特殊な体質を有する被害者の損害との間に因果関係があることを認定し、それから、加害者に過失がないことを理由に不法行為責任を否定し、最後に被害者が受けている損害の重大さにより、損害を被害者と加害者双方に負担させるように⁽⁴¹⁾している。

公平の原則は、「民事責任の合理的な分担を通じて体现するが、民事責任の合理的な分担については、民事主体が故意・過失があるときしか民事責任を負わず、責任の割合は、故意・過失の程度によって決まる。しかし、当事者双方に故意・過失がなければ、その民事責任は当事者双方が合理的な分担⁽⁴²⁾を行う。これは、民法の不法行為における公平責任の原則」である。民法通則 4 条は、公平の原則に基づき、民事活動を行わなければならないと規定している。公平の原則は、①立法者及び裁判を行う者が民事立法及び司法の過程において、民事主体間の利益の均衡を守らなければならないこと、②民事主体は、社会によって広く認められている公平の理念に従い、民事活動に従事し、当事者間の利益の均衡を守らなければならないこと、⁽⁴³⁾の 2 つを含む。

民法通則132条は、当事者双方がもたらした損害について、故意・過失

(40) 王利明・楊立明編著・前掲注 (12)・62-63頁。

(41) 周小鋒・前掲注 (13)・95頁参照。

(42) 譚玲「論公平原則」現代法学1989年4期、28頁。

(43) 王軼「論民法諸項基本原則及其關係」杭州師範大學學報〔社会科学版〕2013年5月・3期、95頁参照。

がないとき、実際の情報に応じて、当事者が民事責任を分担すると規定している。また、権利侵害責任法24条は、被害者及び行為者が損賠の発生について故意・過失がないとき、実際の状況に応じて、当事者双方が損失を分担する」と定めている。

権利侵害責任法24条は、民法通則132条における「民事責任を分担する」を「損失を分担する」と改めた。ここでいう「実際の状況」に応じて、損失又は民事責任を分担することは、おもに当事者双方の財産・収入などの経済的事実、社会的地位、教育のレベル及び被害者の損害状況等を斟酌して加害者の賠償額を確定することを指すのであり、明らかに民法の交換的正義及び矯正的正義という価値理念を超越しており、弱者・貧困者を助ける〔济弱扶貧〕という集団主義を實踐していることを意味する、との指摘がある。

小口彦太教授は、「不法行為に関する民法通則132条の公平責任原則あるいは権利侵害責任法24条の公平損失分担原則と一脈あい通ずる社会法的原理を體現した規定であり、抽象的『人』のレベルでの形式的正義の實現をめざす日本民法とは原理を異にする。しかもこの原則は……責任がないにもかかわらず賠償義務を負わせる役割を果たしている。」⁽⁴⁴⁾と指摘している。

そもそも中国法では、因果関係を公平責任の適用要件としておらず、裁判所は、いったん被害者の特殊な体質を因果関係のもとに評価・認定することは、過失と因果関係との関連を断ち切るだけでなく、理論的混乱をもたらす⁽⁴⁶⁾、との指摘がある。

(44) 易軍「民法公平原則新詮」法学家2012年4期、66-67頁参照。

(45) 小口彦太・田中信行『現代中国法』[第2版]（成文堂、2012年）250-251頁。
また、同「中国的特色を有する民事判決——違約責任も不法行為責任もないのに賠償名命ぜられた事例——」早稲田法学87巻2号（2012）、103頁以下を参照されたい。

(46) 周小鋒・前掲注（13）・94頁参照。

IV 立法

被害者の特殊な体質（身体的素因）が損害の発生・拡大に寄与している場合に、加害者の賠償責任を減輕することができるとしている。たとえば、1984年最高人民法院の「民事政策・法律を貫徹・執行することに関する若干問題の意見」72条は、被害者の故意・過失により加害者の賠償責任を軽減することができるとし、73条は、故意・過失及び責任の大小により加害者らの賠償責任を分担させることができると規定している。当該規定の「責任の大小」という文言に、寄与度〔原因力〕が含まれていると解することができるが、当時、寄与度の概念はほとんど言及されることがなかったといわれている⁽⁴⁷⁾。

2001年1月施行の最高人民法院「感電による人身損害賠償事件の審理に関する若干問題の解釈」⁽⁴⁸⁾第2条2項は、「高圧感電事故が人身損害をもたらした場合は、加害者の行為と損害結果との間の寄与度に基づいて各自の責任を確定する。加害者の行為が、損害結果をもたらした主な原因である場合には、主な責任を負わなければならない。加害者の行為が、損害結果をもたらした主な原因でない場合には、相応の責任を負う」と規定しており、司法解釈において初めて〔原因力〕について言及したのである。

2002年の医療事故処理条例⁽⁴⁹⁾49条3項は、医療事故の損害賠償額を認定す

(47) 楊立新・梁清・前掲注(16)・103頁参照。

(48) 「最高人民法院關於審理觸電人身損害賠償案件若干問題的解釋」（2000年11月13日、最高人民法院審判委員會第1137回會議にて採択、2001年1月21日より施行）。

(49) 2002年2月20日國務院第55回常務會議採択、同年9月1日より公布・施行、7章63条からなる。2010年7月1日、「中華人民共和國權利侵害責任法」は施行されてから、人民法院が不法行為責任に関する事件を審理する際に、國務院の「医療事故処理条例」の関連規定を適用必要がなくなったという（山東省東営市中級人民法院民事判決書（2014）東民一終字第108号）。当該条例の解説及び日本語訳として、岩志和一郎・川城憶紅「中国の医療事故処理条例」比較法学37巻2号、289頁以下を参照されたい。なお、当該条例の「医療紛争予防と処理条例（送審稿）」が2015

る際に、「損害と患者がもともと患っている疾病の状況との間の関係」を考慮しなければならないと規定している。

2004年に施行された最高人民法院「人身損害賠償事件の審理における法律適用に関する若干問題の解釈」⁽⁵⁰⁾ 3条2項は、「2人以上が、共同の故意または共同の過失は存在しないが、それぞれ個別に実行した数個の行為が間接的に結合し同一の損害結果を発生させた場合、過失の大小又は結果に対する寄与度の割合により各自が相応の賠償責任を負担しなければならない」と定める。

また、1986年の民法通则131条は、「被害者が、損害の発生に対して故意・過失がある場合は、加害者の民事責任を軽減することができる」と規定し、不法行為における加害者の責任を確定する際に被害者故意・過失の程度を斟酌することを、はじめて法律上の明文規定をもって認めることになった。

2009年の権利侵害責任法第26条は、損害の発生について被権利侵害者にも過失があった場合、権利侵害者の責任を減輕することができる、と定めている。

2003年改正道路交通安全法51第76条1項2号は、以下のような規定を置いている。

自動車の交通事故により、人身傷害、死亡または財産上の損害が生じた場合、保険会社が自動車第三者責任強制保険の責任限度額の範囲内におい

年10月30日に國務院法制弁公室により公表され、2002年条例の49条を含む「医療事故の賠償」の章が削除され、「医療事故技術鑑定」と「医療事故行政処理と監督」の2章は、「医療事故監督と技術鑑定」の章に統合され、「罰則」の章は、「法律責任」に改められ、計6章からなる（中華人民共和国国家衛生和計畫生育委員会「關於『医療糾紛予防与より条例（送審稿）』的起草說明」、同委員会公式ホームページ、http://www.nhfpc.gov.cn/zhuzhan/zcjd/201511/3_b9643ca57004569ae44db8_b967b49ba.shtml（2016年10月30日アクセス）。

(50) 「最高人民法院關於審理人身事故損害賠償案件適用法律若干問題的解釋（2003年12月4日に最高人民法院審判委員會第1299回會議にて採択、2003年12月26日に頒布、2004年5月1日より施行36条からなる。

て賠償を行う。不足部分については、次の各号に掲げる規定に従って賠償責任を負担する。

自動車と非自動車運転者、歩行者との間に生じた交通事故については、非自動車運転者、歩行者に故意・過失がない場合、自動車側が賠償責任を負う。ただし、証拠により非自動車運転者、歩行者に故意・過失があることが証明された場合、故意・過失の程度により自動車側の賠償責任を減輕することができる。自動車側に故意・過失がない場合は、10%を超えない賠償責任を負う。

V 関連裁判例

1 指導性案例24号が公表される前の裁判例

今までの中国裁判実務も、被害者の特殊な体質の寄与度により加害者の責任を減輕する考えであるといつてよい。

裁判例⁽⁵²⁾①

2010年3月2日12時40分、Y2がタクシーを運転して、交差点を左折するときXの運転する電気自転車に衝突し、Xにけがを負わせた。交通警察の湖公交認時(2010)第02800017号道路交通認定書は、本件事故における被害者Xに責任がないと認定した。しかし、一審において、Y1がXの損害における本件事故の寄与度〔参与度〕について鑑定申立てを行った。鑑定結果によれば、Xが入院後、頸椎椎間板ヘルニアと診断され、治療手術を行ったが、本件交通事故は頸椎椎間板ヘルニアの誘因に過ぎず、30~40%の寄与度であると認定した。

(51) 2007年及び2011年改正。

(52) X(原告、被上訴人)がY1(被告、上訴人、保険会社)、Y2(被告、被上訴人、タクシー運転手)及びY3(被告、被上訴人、タクシー運営会社)に対して交通事故による損害賠償請求事件(本件上訴審(2011)浙湖民終字第232号民事判決、(2011年8月1日、浙江省湖州市中級人民法院)、原審:(2011)湖吳民初字第151号民事判決(2011年4月26日、湖州市吳興区人民法院)。

原審は、Y1に対してXの入院中の医療費などの費用の全額、障害賠償金（40%）、扶養家族の扶養費用、慰謝料など計97,107円の損害賠償金の支払いを命じた。Y1は、これを不服として、上訴した。

上訴審は、不法行為責任の成立条件の一つは、不法行為と損害との間に因果関係が存在することである。一つの損害において、原因が複数存在している場合は、不法行為責任の認定に際し、各寄与度の大小により責任の割合を決めるべきである。寄与度〔原因力〕とは、被害者の同一損害をもたらした複数原因において、各原因の当該損害の発生又は拡大への寄与の程度を指す。寄与度の大小は、それぞれの原因の性質、原因事実と損害結果との距離及び事実の強度によって決まる。……本件1審鑑定結果によれば、Xの入院中の医療費などは、本件事故が直接の原因となり、寄与度が大きく、Y1がXの頸椎椎間板ヘルニアを治療するために発生した医療費及び関連費用の全額を負担する責任を有する。しかし、Xの障害賠償金について、Xにすでに頸椎椎間板ヘルニア症状が発生する前兆が見られ、本件交通事故がその発生をもたらしたが、Xの特殊な体質も障害をもたらした原因の一つであるから、本件交通事故の寄与度が弱まり、鑑定による損害の寄与度は30～40%と認定されていたため、障害賠償金の額の認定においても、当該寄与度を考慮しなければならないとして、原審判決を維持した。

⁽⁵³⁾ 裁判例②

2010年1月12日、被害者T（Xらの家族）が、Kが運転する病院の小型バスとY2が運転する車との出会い頭事故で負傷し、入院して治療を行ったが、死亡した。Tは、事故前に病気のため、通院していた。治療を行った大学病院が家族に対して発行した病状に関する通知書によると、病状

(53) Y1（被告、上訴人、保険会社）とXら（原告、被上訴人）との道路交通事故における人身損害賠償をめぐる事件（湖南省岳陽市中級人民法院民事判決書（2010）岳中民三終字第180号）、浙江省弁護士協会公式ホームページ <http://zjbar.chinalawinfo.com/newlaw2002/slc/SLC.asp?Db=fnl&Gid=117832603>（2016年4月25日アクセス）。

は非常に危険な状況にあり、呼吸停止、心肺停止、肺炎などの合併症が発生する可能性があり、発症してしまうと死亡する可能性があるという。また、本件事故に関する「疾病死亡証明書」によれば、T は脳内出血をしており、転院途中に本件事故にあり、病状が悪化して死亡した。

裁判所は、死者 T の「病状が極めて危険な状態にあり、死亡は交通事故によるものであると同時に、T の特殊な体質や病状と密接な関係もある。……今回の交通事故は T の死亡をもたらした直接原因であり、事故による寄与度は60%とし、T 自身の特殊な体質と病状による寄与度は、40%とする。」と判示した。

裁判例⁽⁵⁴⁾③

2009年5月28日、X(原告、上诉人)が食事の宅配用三輪車に乗っていたところ、訴外Aが運転する公共バスに衝突され、転倒して右股関節損傷、大腿骨頸部骨折と診断され、入院治療を余儀なくされた。交通警察の認定によれば、訴外Aが事故に関するすべての責任を負う。2010年12月16日、華東政法大学の2回目の司法鑑定意見書によると、Xの大腿骨頸部骨折は以前からあったが、本件交通事故により本来にあった骨折の上にさらに新しいひびが入ってしまい、人工股関節置換術を行った。手術後も活動に制限を受け、8級の障害に属し、……本件交通事故は、右手術と一定の因果関係を有し、寄与度〔参与度〕は25%であるとした。

裁判所は、「Xの事故前にあった骨折は、まさに「客観事実」であり、主観の努力によってかえることができるものではないため、本件交通事故では、Xの故意・過失を構成せず、権利侵害責任法の中の「過失相殺」の原則を適用せず、Yは自らの不法行為によりXにもたらした特定の直接経済的損失について賠償責任を負わなければならない。……被害者X

(54) XとYバス会社との間の道路交通事故における損害賠償責任をめぐる事件(本件上訴審、上海鉄道運輸中級法院(2011)滬鉄中民終字第7号判決、原審、上海鉄道運輸法院(2010)滬鉄民初字第446号)、法律図書館ホームページ、http://www.law-lib.com/cpws/cpws_view.asp?id=200401577272(2016年4月25日アクセス)。

の受けた同一の損害は、複数の原因によってもたらされたのであり、各原因が当該損害の発生又は拡大について有する寄与度について、具体的分析を行ったうえで、賠償の比率を確定するほうが合理的である。本件では、第2回目の鑑定では交通事故のXの障害に対する寄与度は25%であり、つまりXの事故前の骨折が障害をもたらした主な原因であり、Yの不法行為は誘発要素である。言い換えれば、Xに骨折がなかったのであれば、本件事故によって負傷をおったとしても、それほど深刻な損害を被ることがなかったといえる。したがって、Yに障害賠償金の全額を賠償させることは公平を失する。したがって、第2回目の鑑定意見に基づき、Yに対して障害賠償金の25%を賠償するよう命じた原審の判断は、正当である」と判示した。

裁判例⁽⁵⁵⁾④

裁判所は、「事故前、Xは慢性膵炎を有するという特殊な体質を有するが、外部の力を加えなければ、Xの体に大きな損傷が発生しなかったため、Xに一定の損害を負担させることは公平を失する。したがって、20-30%の寄与度という鑑定結果は、損害賠償額の分担根拠とすることができない」と判示した。

2 指導性案例24号を引用した裁判例

裁判例⁽⁵⁶⁾⑤

Xら（原告、上诉人、再審申立人）が、Y（被告、被上诉人、再審被申立人）病院に対して医療過誤損害賠償を求めた事件において、Xらが指導性案例24号を根拠として、すべての責任はY病院にあることを主張した。本件1審時に行われた鑑定結果によれば、Y病院の診療行為と患者の死亡

(55) 2012年5月26日浙江省安吉县人民法院の(2011)湖安民初字第784号判決（最高人民法院中国裁判文书網（2016年4月25日アクセス））。

(56) 2014年4月4日、山東省高級人民法院裁定書（2013）魯民申字第1287号（2審、山東省済南市中級人民法院（2012）済民二終字第541号民事判決（最高人民法院中国裁判文书網2016年5月3日アクセス））。

との間に因果関係を有し、故意・過失の程度は40-60%であるとした。山東省高等人民法院は、原審の Y 病院に対して55%の賠償責任を命じた判決について、指導性案例24条における故意・過失に対する解釈及法律適用との間に矛盾はないとして、2 審判決を追認した。

裁判例⁽⁵⁷⁾⑥

(2013) 杭富民初字第2222号は、指導性案例24号の判旨によると、「交通事故の被害者に故意・過失がなければ、その体質状況は損害結果に与える影響を加害者責任減輕の法定事由とすることができない。したがって、原告 X が事故前から有する痛風は、本件交通事故がもたらした損害との間に権利侵害責任法上の相当因果関係を有しないため、加害者の賠償責任を減輕する法定事由に属しない」と判示した。

裁判例⁽⁵⁸⁾⑦

当事者が指導性案例24号に従い、被害者の特殊な体質を加害者の賠償責任の減輕事由としないことを主張したが、裁判所は、「第24号指導性案例では、寄与度〔参与度〕の認定に影響を与えた要素は、被害者の特殊な体質であるが、本件では、寄与度の認定に影響を与えているのは交通事故によってもたらされた傷害・病である。なお、第24号指導性案例は、鑑定機関が出した寄与度に関する鑑定意見に基づいて保険会社 Y の賠償責任を減輕する根拠としなかったため、本件も寄与度関連の鑑定意見に基づき、加害者の賠償責任を減輕することができない」とした。

また、国の最高の司法機関として、最高人民法院が公布した指導性案例は、全国の裁判所における類似する事件の審理にとって指導的な役割を有する。全国の人民法院における法律適用の統一を守り、同様な事件に異なる判決を下される現象の発生を回避するため、最高人民法院は、目下 6

(57) 2014年4月9日、浙江省富陽市人民法院民事判決書（最高人民法院中国裁判文书網2016年5月3日アクセス）。

(58) 2014年5月19日山東省東營市中級人民法院民事判決（2014）東民一終字第108号（1審、2014年2月8日東營市東營区人民法院（2013）東民初字第1715号判決）。

回にわたって指導性案例を交付しており、そのうちの24号指導性案例は本件との事実概要は基本的に一致しており、当該指導性案例は、鑑定機関が出した寄与度の意見に基づき保険会社の賠償責任を減輕していないとして、本件も24号指導性案例に従い判決をくださったのである。また、24号指導性案例が公布されてから、全国の裁判所は、保険会社が提出する寄与度の鑑定の申し立てについて、許可しないことになったため、保険会社が故意に賠償を引き延ばし、又は賠償を少なくする理由の発生を最初からなくし、手続き及び実体の両面から被害者の合法的な権利・利益に対する保護を図ることになっている。さらに、権利侵害責任法が実施されてから、人民法院は、医療に関する損害賠償事件を審理するとき、国务院の「医療事故处理条例」を適用しなくなったため、本件もそれに従うとした。

裁判例⁽⁵⁹⁾⑧

当該事件の原審裁判所は、事故の損害寄与度に関する鑑定意見に基づき、加害者の賠償責任を減輕することは法的根拠があるわけではなく、正さなければならないとした。本件再審裁判所は、「原告 X は、左ひざに関する病院の診断治療歴があるわけではなく、当該ひざの関節機能障害があるわけでもないため、X は自身の身体的素因について事故後の損害結果をもたらす必然性がない。したがって、X の膝に関する損害と本件交通事故とは必然的な因果関係を有し、当該損害は加害者が賠償を行わなければならない。被害者が損害の発生について、故意・過失がなく、高齢で体が弱く、または特殊な体質であることにより加害者の賠償責任を減輕することができない。原審は、事故の損害寄与度に関する鑑定意見に基づき、加害者の賠償責任50%を減輕したことは、法的根拠がないとして、正さなければならない」と判示した。

(59) 2014年6月20日湖南省高级人民法院民事判決書（2014）湘高法民再終字第102号（1審、2012年12月7日（2012）開民一初字第2770号民事判決。2審、2013年6月24日（2013）長中民一終字第00593号）。本件判決は、指導性案例24号が公布される前の1審と2審の事件だが、指導性案例24号が公布された後に再審を求めたことによって出された再審判決である。

裁判例⁽⁶⁰⁾⑨

1 審判決は、下記のような判断を下し、2 審はこれを維持した。

①本件は、最高人民法院指導案例24号に類似し、最高人民法院案例指导工作の「規定」7条「最高人民法院公布の指導性案例は、各級人民法院が類似する案件を審理するときに参照しなければならない」との規定により、本件はこれを参照しなければならない。

②損害結果と損害の寄与度〔参与度〕の関係の確定に関連する法医学の説に符合しないことである。法医学の認定基準によると、既往症及び加齢による変化は仮にあったとしても、外部原因によらなければ臨床の症状が生じない場合、外因の寄与度を減輕してはならない。しかし、外因による前に既往症及び加齢による変化がすでに臨床症状をもたらした場合には、因果関係の判断も総合的に考慮しなければならない。本件原告 X は、頸部椎間板ヘルニアの症状があるとはいえ、当該症状は加齢によるものであり、当該体質が障害をもたらすことを証明できる証拠がなく、仮に当該体質が障害の結果に一定の寄与度があったとしても、これをもって本件交通事故という外因の寄与度を減輕してはならない。

③鑑定意見は証拠の1つとして、その他の証拠と共に総合的な判断を行わなければならない。本件原告 X は、負傷するまえに頸椎に疾患を有し、特殊な体質に属するものの、平等に社会活動に参加する権利を有する。原告 X に対して下した9級障害の鑑定意見は、頸椎ヘルニアをベースにした臨床診断に基づくものであり、また、鑑定意見は交通事故の寄与度を45～55%とし、損害の結果をもたらした主な原因と認定しているが、本件交通事故が発生しなくても、原告 X の既往症による9級障害も必ず生じることを認定しているわけではない、と判示した。

(60) 2014年10月31日江蘇省泰州市中級人民法院(2014)泰中民終字第00803号(2014年7月12日江蘇省泰州市姜堰区人民法院判決書(2014)泰姜民初字第0943号)。

⁽⁶¹⁾
裁判例⑩

本件の鑑定意見は、①原告 X の死亡原因は、交通事故による脳損傷及び術後感染、栄養不良による内臓機能の低下などの合併症によるものであり、②死亡原因のうち、脳損傷による寄与度は約70%、術後感染・栄養不良は約20%、先天性脳積水は約10%である、とした。

裁判所は、特殊体質の被害者、権利者は、責任を分担すべきかについて次のような判断を下した。本件原告 X 個人の体質状況は、損害結果の発生に一定の影響を与えるものの、権利侵害責任法等の法律に規定する故意・過失に該当するものではないため、原告 X 個人の体質状況は交通事故による結果に与える一定の影響を権利者に負わせてはならない。最高人民法院指導案例24号「交通事故の被害者に故意・過失〔過錯〕がない場合、その体質状況の損害結果に対する影響は、加害者の責任減輕する法定の事由に該当しない」に従い、原告 X の死亡原因における脳損傷の寄与度は約70%ということ、加害者の賠償責任の減輕根拠としてはならない。

⁽⁶²⁾
裁判例⑪

1 審裁判所は、およそ下記のような判断を下し、2 審はこれを維持した。

病気を患っているような特殊な体質を有する被害者が侵害を受けた場合、賠償義務者は、原則として被害者が受けている全損害について賠償しなければならない。しかし、損害結果が通常の下で予見できる範囲を超え、かつ加害者に故意又は重大過失を有しない場合に、加害者の過失の程度、侵害の手段、行為の方式などの具体的な状況、不法行為が通常もたらしうる結果と実際の損害の結果との間の差、加害者が責任を負う経済力などの要素を総合的に考慮して賠償義務者の責任を一定程度減輕することができる。

(61) 2014年11月17日湖北省枝江市人民法院（2013）鄂枝江民初字第02426号。

(62) 2015年6月19日浙江省杭州市中級人民法院（2015）浙杭民終字大1012号（1審、2015年1月27日浙江省建德市人民法院（2014）杭建民初字第698号）。

本件では、浙江迪安司法鉴定センターの法医病理学鑑定意見書は、本件交通事故が原告 X の損傷及び死亡との間に一定の因果関係を有し、寄与度は40～45%であり、原告 X の個人の体質が損害結果に一定の影響を与えていると認定している。しかし、本件事故によって、原告 X は、本件大型バスにひかれ、下腹部及び下肢ないし全身多発性骨折、尿道断裂、失血性失神などの症状がもたらされ、とりわけ下肢の損傷程度が比較的軽く、損傷後長期にわたって寝たきり状態になった。栄養不良状態が続いたため、免疫力及び抵抗力の低下をもたらし、肺の持病を悪化させ、急性呼吸機能の低下により死亡した。当該損害は、通常予想発生範囲を超えていないだけでなく、交通事故は運転手の操作ミスによるものであり、加害者の行為に過失があるなど、事件の状況を総合すると、賠償責任減輕の状況に符合しないことは明らかである。

また、最高人民法院指導案例24号（詳細内容略）……の判決理由は、本件における死亡賠償金を計算するときに寄与度を参照して一定の減責をするか否かの判断にとって、参考価値があったとした。

⁽⁶³⁾
裁判例⑫

特殊な体質と損害結果との間の因果関係について、裁判所は、およそ次のような判断を下した。

権利侵害責任法26条、道路交通安全法76条1項1号及び最高人民法院指導案例24号（条文、判旨略）……、本件交通事故の被害者に故意・過失がなく、その体質状況が損害結果に与える影響は、加害者の責任を減輕する法定事由ではない。本件交通事故の責任認定書によると、原告 X は本件事故について責任を負わず、各当事者も事故の責任分配についても異議がなかった。…… X の疾病は事故の結果にとって客観的な介入要素であるにすぎず、権利侵害責任法上の必然的な因果関係を構成するわけではない。

(63) 2015年7月3日湖南省常德市中級人民法院 (2015) 常民四終字第137号。

3 指導性案例24号を引用していない裁判例

裁判例⁽⁶⁴⁾^⑬

裁判所は、「本件交通事故は被害者 X の死亡の誘因であり、死亡という結果と交通事故との間に因果関係があることを認定しなければならない。被害者自身の特殊な体質の状況は、損害結果の発生に一定の影響を有するが、特定の時間内に死亡することをもたらす必然性がなく、権利侵害責任法等の法律に規定する故意・過失に該当せず、加害者の賠償責任を減輕することはできない。司法鑑定は、事件の事実問題を解決するものであり、法律問題を解決するわけではないため、Y 保険会社が本件の因果関係に関する司法鑑定の申し立ては十分な根拠及び必要性があるわけでなく、裁判所は、これを認めない。」と判示した。

裁判例⁽⁶⁵⁾^⑭

本件事故において、加害者 Y はすべての責任を負い、被害者 X に責任がないと認定し、被害者の損害結果は、本件交通事故との間に直接の因果関係を有し、被害者 X の特殊な体質は、不法行為の損害結果に一定の影響を与えているものの、権利侵害責任法等の法律に規定する故意・過失に該当せず、賠償義務者の賠償責任の減輕を構成する法律上の事由であるわけでもないとして、賠償義務者は被害者 X が受けているすべての損害を負わなければならないと判示した。

VI 関連裁判例の検討

指導性案例24号では、Y が車を運転して横断歩道を通過するとき、安全注意義務を果たしていなかったため、X にけがを負わせた。交通警察は X に責任がないと認定したが、司法鑑定の結果は、X が受けた損害について、X の体質的原因で25%の寄与を認めた。しかし、不法行為の要件

(64) 2016年3月25日江蘇省塩城市大豊区人民法院（2016）蘇0982民初1101号

(65) 2016年8月18日杭州經濟技術開發区人民法院（2015）杭経開民初字第1808号。

としての〔過錯〕は、行為者の主観的心理状態であり、故意と過失を含む。本件における被害者 X の体質は、ある種の客観的な状況であり、非難されるべき主観的な心理状態と認定することができない⁽⁶⁶⁾。また、司法鑑定⁽⁶⁶⁾の結論は、民事訴訟の証拠の一種であり、裁判所が事件を審理する段階において審査・認定する必要があるため、司法鑑定により X の体質状況も故意・過失と認定することができないと判示した。

最高人民法院民事第一法廷は、当該事例について、次のような審査意見を示している。⁽⁶⁷⁾

①道路交通安全法76条の規定によれば、被害者個人の特殊な体質的素因を被害者の故意・過失とすることはできない。②行為の違法性からみると、本件加害者の運転行為に違法性が認められ、倫理的観点からみてもすべての責任を負うべきである。③因果関係からみると、被害者の損害結果と加害者の行為との間に相当因果関係が存在すること。④規範の目的からみると、このような状況下で、加害者がすべての責任を負うことは道路交通安全法の精神に符合する。⑤比較法的にみると、被害者の特別な体質は損害との間に因果関係を有しない。

裁判例① - ④は、24事例が公布される前の判決であるが、裁判所は被害者の特殊な体質を原因力の1つとして寄与度に基づき、加害者の賠償責任を減輕している。裁判実務では、寄与度などに基づく損害賠償の分担について、ほとんど鑑定意見の結果に従って判断がくだされている。裁判所による鑑定結果に対する証拠評価が十分に行われているのか、疑問である。

裁判例①は、加害者の加害行為と損害との間の因果関係を認定したうえで、寄与度の大小による損害賠償責任の割合を決め、加害者の体質も障害をもたらす原因の一つとして、寄与度4割を認定した。また、被害者家族に対する扶養費用などの賠償も認められているのは、注目すべき点である。

(66) 最高人民法院案例指导工作办公室・前掲注(8)・9頁参照。

(67) 最高人民法院案例指导工作办公室・前掲注(8)・9頁参照。

裁判例②は、被害者の特殊な体質と病状による寄与度は、4割と認定した。本件被害者は、事故前にすでに病状が悪化していたという事実を踏まえて考えると、被害者 T の損害賠償をすべて加害者 Y に負担させるのは明らかに公平を失するといえる。

裁判例③は、X に故意・過失がないため、「過失相殺」を行わないとした。また、複数の原因が損害の発生・拡大をもたらした場合は、その寄与度の具体的な分析を行い、賠償の割合を確定すべきとした。裁判例③と④は、Y に障害賠償金の全額を負担させるのは公平でないとした。

指導性案例24号が公布された後に出された⑤～⑫の裁判例は、直接指導性案例24号の判旨を引用して判断根拠としている。

⑤と⑧は指導性案例24号よりまえの終審判決に対する再審請求事件であるが、裁判例⑤は医療過誤に関する損害賠償事件であり、指導性案例24条とは矛盾しないとして、寄与度減責50%を認めたのである。そもそも医療行為の特殊性及び専門性の観点から見ると、過失や因果関係などの存否や注意義務の具体的内容の確定などにつき、極めて困難な判断が求められることが少なくない。医療事故に関する裁判実務では、鑑定機関の出された寄与度に関する鑑定意見に基づき、賠償責任の割合を認定していると思われる。この認定の仕方は一定の合理性はあるが、問題がないわけではない。そもそも「医者は通常患者の素因を熟知しており、素因を予見しているから……、医者に素因についての認識がある以上、素因を減額事由として考慮するのは適当でない⁽⁶⁸⁾」と思われる。

同じく医療事故に関連する事件であるが、2010年1月12日浙江省温州市中级人民法院（2009）浙温民終字第1385号は、被告 Y 病院の過失は原告 X の損害結果との間に相当因果関係を有し、Y に対して X の損害の全責任を負うように命じた1審判決⁽⁶⁹⁾に対し、「今回の医療事故の発生は、患者自身の病状及び特殊な体質との間に一定の関連性を有する。…… Y に対し

(68) 能見善久・前掲注(14)・231頁参照。

(69) (2008)温鹿民初字第3380号民事判決。

て本件医療事故の全責任を負わせることは公平の原則に反する。Y の過失及び医療事故をもたらした寄与度〔原因力〕の大小に基づき、本件における Y の医療事故に対する責任を確定しなければならないとして、Y が 9 割の責任を負うべき」と判示した。

裁判例⑧は、高齢で体が弱いという老人性素因に言及し、特殊な体質と同様、損害賠償の減額事由とすることができないとした。また、指導性案例24号が公表される前の判決に対する再審事件であるため、指導性案例24号を引用することができないが、判決理由を読む限り、明らかに指導性案例24号の影響を受けているといえる。交通事故に関する損害賠償事件の多くは、「特殊な体質」という文言を用いてきたが、その種類について言及する裁判例は見当たらない。ほとんどの場合は、被害者の先天的・体質的なものを指すと思われるが、それも区別していない。指導性案例24号以前の判決における被害者の特殊な体質と加害者の行為とが競合する場合は、裁判所は鑑定意見をもとに加害者の賠償責任を減輕する事由として、裁量的な判断を行ってきた。特殊な体質を加害者の責任を減輕する事由としても用いてきた理由は、中国法上の公平の原則⁽⁷⁰⁾という帰責原理が背後にあるからであろう。

また、寄与度などの文言を用いていないが、裁判所は、医療行為と損害結果との間の因果関係を認めた鑑定意見などを踏まえ、医療機関に30%の賠償責任を認定し、「医師が医療水準に基づき最善の注意義務を尽くす必要がある。したがって、医師が医療行為に従事するとき、患者の特殊な体

(70) 日本では、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、損害の発生あるいは拡大に寄与した被害者の事情を斟酌して損害を分担するという法解釈の仕方を用いているが、「損害を加害者・被害者間で『公平に分担』させることは、一見、至極当然で反論の余地のないもののようにも見えるが、公平という『反論可能性が小さい』根拠のもとに……安易に過失相殺の類推適用が行われ、本来加害者の負担すべき損害まで被害者に負担させることになりかねないからである。」(前田陽一「不法行為における『損害の公平の分担の理念』と素因減額論に関する一考察——被害者の素因の競合に関する最高裁判例を機縁として——」『日本民法学の形成と課題(下)』(有斐閣、1996年)895頁)。

質を考慮・把握する要素として想定しなければならず、かつそれに応じた予防措置を準備するよう注意し、最大限にリスクを下げ、回避しなければならない。つまり、予見可能性があったにもかかわらず、予見できなければ、結果に対する予見義務違反につき責任を負う⁽⁷¹⁾と判示した裁判例がある。

裁判例⑨は、法医学の基準を用いて、特殊な体質（既往症と加齢）の寄与度をもって加害者の責任を減輕してはならないとし、鑑定意見は証拠の1つに過ぎないとした点は注目に値する。鑑定意見の扱いについて、下記の医療過誤事件における鑑定意見の扱いに関する裁判例⁽⁷²⁾が参考になる。

一審裁判所（裁判所不明）は、ある科学技術研究所が出した鑑定報告によると、病院Y（被告、被上訴人）の接種行為とX（原告・上訴人）の損害との間の因果関係及びYの寄与度〔参与度〕は、明らかにされているとして、Yが負担する相応の民事賠償責任を10%とする判決を下した。

一審裁判所の判決に対して、二審はおよそ以下の判決を下した。

原審裁判所が委託した鑑定機構の鑑定によると、Yの責任は10%であると認定されたが、当該鑑定の結論は、裁判所がYの責任を確定するための参考に過ぎず、唯一の根拠ではない。また、Yが負う責任の割合は、その故意・過失の程度によって確定すべきである。本件事実及びYの故意・過失の程度を総合すると、Yの責任の割合は、55%である。

裁判官は、専門的な知識にかかわるような事件において、専門の鑑定機関に対して特定事項につき、通常、鑑定依頼を行い、鑑定意見又は結論を心証形成のための根拠とするが、本件では、鑑定意見につき原審と上訴審の判断が異なっている。一審裁判所は、鑑定機関の結論すなわち医療機関の過失による寄与度の10%を、そのままYの責任割合としたが、上訴審

(71) 北京市第一中级人民法院2016年2月29日判決（2016）京01民終574号民事判决书（原審、北京市海淀区人民法院2015年11月3日判決（2015）海民初字第5234号民事判决书）。

(72) 趙俊・前掲注（30）・157-160頁参照。

は、鑑定意見を民事訴訟の証拠の1つとして、それを踏まえてYの法的責任を55%と認定した。

裁判例⑩は、被害者に故意・過失がなければ、特殊な体質が損害の結果に一定の影響を与えたとしても加害者の賠償責任減輕の根拠としてはならないとした。裁判例⑪は、加害者の賠償責任を減輕できる状況——「損害結果は、通常の下で予見できる範囲を超え、かつ加害者に故意又は重大過失を有しない場合に、加害者の過失の程度、侵害の手段、行為の方式などの具体的な状況、不法行為が通常もたらしうる結果と実際の損害の結果との間の差、加害者が責任を負う経済力などの要素」を総合的に考慮することなどの分析を行ったうえで、本件は賠償責任減輕常況に該当しないこととした。さらに裁判例⑫は、特殊な体質＝疾病は、「事故の結果にとって客観的な介入要素であるにすぎず、権利侵害責任法上の必然的な因果関係を構成するわけではない。」と判示した。

裁判例⑬と⑭は、直接指導性案例24号を引用しておらず、被害者の特殊な体質は権利侵害責任法などに規定する故意・過失に該当するかどうかを判断基準にしている。裁判例⑬は、司法鑑定について、「事件の事実問題を解決するものであり、法律問題を解決するわけではない」と解している。

このように、指導性案例24号までの中国の裁判例は、加害者と被害者の過失の程度を斟酌して、公平の原則に基づいて責任の割合に応じた損害の分担を行ってきたことが分かる。「被告の行為と特殊な体質を有する原告が受けている損害との間の因果関係を認定し、被告に故意・過失がなければ被告の不法行為責任が否定されることになり、さらに原告に重大な損害を被ったという客観事実に基づき、損害の結果を原告及び被告の双方が分担させる⁽⁷³⁾」ようにしている。しかし、公平責任の適用は、司法実務の中の難問の1つであり、公平責任を損害の分担に用いることを慎重にしなければ、かえって公平の原則に反することになってしまう可能性がある⁽⁷⁴⁾。

(73) 周小鋒・前掲注(13)95頁。

交通事故と被害者の損害との間の因果関係について、指導性案例24号と裁判例⑥は、「相当因果関係」を用いており、裁判例⑧及び⑫は、「必然的な因果関係」を用いている。相当因果関係理論が中国では広く受け入れられているが、旧ソ連から継受した必然的な因果関係理論は、今日でも裁判実務において色濃く残っていると見える。いずれにしても、ほとんどの裁判例は、予見可能性の有無はほとんど問題とされることがなく、因果関係を用いて、責任の範囲を確定しているのである。特殊な体質をめぐる損害賠償事件において、因果関係の競合が生じることにつき、異論はないが、しかしそのことは、加害者の賠償責任を認定するとき、被害者の特殊な体質が「競合したことを取り上げることは当然にはつながら⁽⁷⁵⁾ない」と見える。指導性案例24号より前の裁判例は、被害者の特殊な体質による寄与度について、公平の原則という名の下に、加害者の責任を軽減するという前提に基づき評価されている。たとえば、裁判例①は、「原因が複数存在している場合は、不法行為責任の認定に際し、各寄与度の大小により責任の割合を決めるべきである。」としており、このことをよく示しているように思われる。

公平の原則の視点から、被害者の寄与度が加害者の賠償責任を軽減するという調整的機能を発揮し、割合的な解決を図ることは、あながち不当とは言えない。因果関係に関していえば、この割合的な解決は、「部分的な因果関係」理論すなわち「損害の発生は一つの原因から生ずることは稀であり、複数原因が、因果関係上競合するのが普通であるが、その場合には、それぞれの加害原因は、必ずしも等価的に条件的な因果関係上の影響力を持つものではなく、それぞれ固有の因果関係上の影響力をもって、全体の損害に連結しているものであり、したがって全体の損害に対して部分的な因果関係のみをもつものであるから、責任も部分的な責任しか生じないものである。」⁽⁷⁶⁾とは親和性を有すると思われる。

(74) 周小鋒・前掲注 (13) 95頁。

(75) 窪田充見・前掲注 (14)・57頁参照

しかし、中国における「寄与度」という言葉は、多くの裁判例における割合的な解決によって便宜的に使われており、被害者の損害をもたらした複数の原因が「同質のものか、異質のものか、複数原因のうちの1つがなかった場合に損害が発生するの否か」という点について、あまり重視されておらず、あいまいにされていることによって、「寄与度」の概念は「法的評価概念なのか、⁽⁷⁷⁾ 事実的な概念なのか」が明確にされていない。また、寄与度が明らかにできない場合における割合は、いかに算出するかが問題であるが、裁判官は事件の具体的な事実、主な原因とその他の原因、直接原因と間接原因を区別して確定することができる⁽⁷⁸⁾と指摘されている。結局、裁判官の自由な心証ないし裁量的判断に委ねるしかないといえよう。

なお、指導性案例24号は、骨粗しょう症という特殊な体質に関するものであるが、引用している裁判例における特殊な体質について、大きく分けると、①持病、②障碍者、③老化、及び④その他の四種類⁽⁷⁹⁾を含む。指導性案例を引用している裁判例の判決理由は、因果関係を分析したうえで、直接24号案件を引用して述べる傾向があり、引用している裁判例のうち、後遺障害事件は97件であり、全体の73%を占める。次は死亡事件であり、後遺障害を構成しない裁判例は2件に過ぎない⁽⁸⁰⁾という。

Ⅶ 被害者の特殊な体質と過失

権利侵害責任法6条1項は、行為者が故意・過失により他人の民事上の権利・利益を侵害した場合には、不法行為責任を負わなければならない、

(76) 浜上則雄「損害賠償法における『保証理論』と『部分的因果関係』の理論(1)」民商法雑誌66巻4号14頁。

(77) 大塚直・前掲注(14)・852頁

(78) 張新宝・明俊・前掲注(21)・101頁。

(79) 指導性案例研究組指導性案例研究組「民事指導性案例司法応用年度報告(2015)」、同「最高人民法院指導性案例司法応用年度報告2015」・前掲注(10)。

(80) 指導性案例研究組指導性案例研究組「民事指導性案例司法応用年度報告(2015)」、同「最高人民法院指導性案例司法応用年度報告2015」・前掲注(10)。

と規定している。当該条項は、民法通則106条2項の規定を踏襲したものであり、過失責任を権利侵害責任法の基本原則として改めて強調したものである。⁽⁸¹⁾ 過失責任の原則は、不法行為責任の成立要件として故意・過失を要件とするものであり、「人民法院が権利侵害事件を審理する際に考慮する主な要素」⁽⁸²⁾である。ここにおける故意・過失は、行為者が行為を行う際に非難されるべき心理状態であると解されており、⁽⁸³⁾ 権利侵害責任法においても同じ解釈が取られている。

寄与度に基づく因果関係の割合的解決は、責任領域で判断する見解があり、事案に応じて選択的に用いることができ、たとえば、特殊な体質といった身体的素因は、割合的判断を妥当ならしめる科学的検証（通常は医学的判断）⁽⁸⁴⁾を経たものである場合に考えられる。これに対し、被害者の特殊な体質が本人の帰責事由と結合して結果の発生をもたらした場合には、過失相殺を適用することができる。⁽⁸⁵⁾ 不法行為によって発生した損害賠償事件において、本来、「過失相殺か損益相殺によらない限り、その責任を減額することは困難であるとみるのが通常の見方であったといえることができる。このような立場に立つと、割合的責任論は殆ど認められない結果」⁽⁸⁶⁾になると思われる。しかし、本件に類似する多くの裁判例は、鑑定意見に基づいて、被害者の特殊な体質という身体的素因をもって加害者の責任を減輕する理由としてきたが、その割合が何に基づいて算出されたのか、その理由はほとんど示されていないため、鑑定そのものに疑問を感じざるを得ない。確かに、被害者の特殊な体質はそれぞれ異なり、寄与の程度も違があるにもかかわらず、全損害を加害者に負担させることは、いささか疑問＝不公平感が生じる⁽⁸⁷⁾という指摘もできるが、明らかに説得力を欠く法律

(81) 最高人民法院案例指導工作弁公室・前掲注（8）・9頁参照。

(82) 最高人民法院案例指導工作弁公室・前掲注（8）・9頁参照。

(83) 王利明・楊立新編著・前掲注（12）・68-69頁。

(84) 小賀野晶一・前掲注（28）・52頁。

(85) 小賀野晶一・前掲注（28）・52頁。

(86) 大塚直・前掲注（14）・851頁。

論である。被害者の特殊な体質が損害をもたらした原因の1つとして競合していたとしても、「保護範囲としての相当因果関係が肯定されたならば、あとは過失相殺が問題にあるに過ぎない。しかるに、例えば、身体的素因を有する被害者が素因発見の可能性を認識しえたにもかかわらず適切な対応を怠ったことで加害行為に接して損害を発生させるに至った」のであればともかく、被害者の特殊な体質を「有することそれ自体に過失相殺の対象取りうる何らかの義務違反を観念することはできない⁽⁸⁸⁾」といえる。たとえば、被害者に損害あるいは損害の回避義務違反など過失が問われる状況があるのであれば、特殊な体質による損害の寄与度を考慮して、損害賠償を分担しうると解すべきであろう。

指導性案例24号判決は、被害者に故意・過失がないこと、すなわち被害者の損害の発生あるいは拡大は被害者の故意・過失によるものではないことを前提としている。被害者 X の特殊な体質（身体的素因）は、権利侵害責任法26条と道路交通安全法76条1項2号に規定する「故意・過失」に該当しないとして、被害者 X による損害分担を認めなかったものである。被害者の故意または過失を判断する際に、客観的基準を採用し、すなわち通常人が自らの身体または財産上の利益に対して有すべき注意義務という判断基準により主観上の故意・過失の程度を確定する⁽⁸⁹⁾。

そもそも、公平の原則に基づき損害賠償の割合を決めるのであれば、この決め方自体は、被害者の特殊な体質による「寄与度」を単なる事実の問題としてとらえられているわけではないことがわかる。つまり、公平の原則や寄与度は、柔軟に運用されているといえる。また、被害者側の特殊な

(87) 日本の裁判所は、公平感から被害者の病的素因を原則的に減額事由として考慮するという基本的な立場をとっており、見解は一致している。しかし、身体的素因が競合する場合に、どの程度の減責を行うかの判断——寄与の割合についての判断基準についての決め手はなく、裁判所によって異なってしまう、結局裁判官の裁量が大きな比重をしめることになるという（能見善久・前掲注（14）・226頁参照）。

(88) 前田陽一・前掲注（70）・909頁。

(89) 指導性案例研究組「最高人民法院指導性案例司法応用年度報告2015」・前掲注（10）参照。

体質を含めて損害をもたらした寄与度、過失について、賠償義務者である加害者が証明しなければならないにもかかわらず、交通事故に関連する損害賠償事件では、裁判官は、往々にして交通部門が出した責任の認定結果に従い、責任を認定し、または事故の鑑定機関の鑑定意見に基づいて損賠の割合的解決を行ってきた。このような判断における法律構成は必ずしも明らかでないといわなければならない。

交通事故あるいは医療過誤に関する損害賠償請求について、大きな賠償額が求められるにもかかわらず、保険に加入していない、あるいは保険制度そのものの未発達等の問題が背後にあることも考えられる。いわば公的救済制度もない状況下で、損害の「公平的」分担が便宜的に使われてきたのではないかと思われる。被害者の特殊な体質（身体的、病的素因）が被害者の責任ではないのであれば、通常の人より病弱なだけで「故意・過失」があると認定してはならないことは言うまでもない。前述した権利侵害責任法26条及び道路交通安全法第76条1項2号は、被害者に故意・過失がなければ、過失相殺を適用することもなく、責任を負うこともないため、被害者の特殊な体質を加害者の責任減輕の根拠とすることはできない、とも定めている。本来であれば、人身損害賠償に関連する事件における損害の公平的な分担は、被害者自らが危険を冒したような場合、「過失相殺」という法理を用いて解決を図る可能性は考えられるが、指導性案例24号では、Xは骨粗しょう症があるとはいえ、事故の発生及び損害の結果について故意・過失といった主観的要素を有するわけではなく、法律上の因果関係があるとは言えない。

交通事故において、加害者の行為と損害について、「あれなければこれなし」(conductio sine qua non) という相当因果関係の判断基準に符合する必要がある、相当因果関係の存在は、損害賠償責任の構成要件の1つである⁽⁹⁰⁾。しかし、被害者の特殊な体質は、損害結果との間に相当因果関係を有するわけ⁽⁹¹⁾でなければ、被害者の体質を寄与度に基づいて損害の公平な分担

(90) 最高人民法院案例指导工作办公室・前掲注(8)・10頁参照。

を行わせる根拠とすることは、明らかに「公平」に反する。

この点についてある論者は、「①被害者の特殊な体質と死亡結果の発生について、権利侵害責任法上の因果関係を構成しない。通説によると、加害者の責任を確定するとき、加害行為と損害の結果との間に因果関係を確定しなければならず、損害の発生又は拡大について被害者に過失がなければ、加害者の賠償責任を減輕又は免除する法定事由が存在しないことになる。②加害者は、被害者の死亡結果について故意・過失が存在する。加害者は、医師免許を取得していないにもかかわらず、依然として医療行為を行い、危険な結果とりわけ重大な事故の発生について、明らかに知っているといわなければならない。しかし、加害者は、この種の危険な結果の発生について回避措置をとらなかったため、主観上の間接故意を構成する。被害者は、正規の医療機関で受診しなかった点では、軽微な過失があるものの、これによって加害者の不法行為責任及び賠償義務を減輕することはできない。したがって、特殊な体質を有する人たちに対して、法律適用上の差別化を図ってはならず、特殊な体質を有する者に故意・過失がなくても、損害を分担させるのであれば、かえって法の下の平等という憲法の原則に反する」こととなるため、過失相殺を構成しない、と述べている。⁽⁹²⁾

指導性事例24号の被害者 X は、高齢者であり、特殊な体質である骨粗しょう症は、X に特有な体質ではないだけでなく、横断歩道を歩いているときに Y が運転する車に衝突された。また、X が本件自動車事故につ

(91) 最高人民法院案例指導工作弁公室・前掲注(8)・10頁参照。

(92) 諸佳英・姜麗麗「自身疾病因素在刑、民因果關係及責任承担中的認定」人民法院報2014年7月2日6面。また、「被害者の死亡は、複数の原因による結果である。厳密に言うと、被害者の特殊な体質は因果關係の認定に当たる介入要素ではなく、行為時に既に存在する特定の条件である。したがって、被害者は、ある種の疾病又は特殊な体質が存在し、行為者が実施する通常死に至るに足らない行為によって被害者が死亡した場合、因果關係を認定しなければならない。行為者が認識すべきか否か、又は被害者の疾病あるいは特殊な体質について予見すべきか否かについて、故意・過失の有無を認定する問題であり、因果關係の判断に影響を及ぼさない。」(同)。

いて予見可能性がないだけでなく、通常の歩行者と同じように横断歩道を歩いていたため、違法性もない。これに対して Y は、自動車を運転する者として、高度な注意義務を負っており、歩行者優先という道路交通ルールにしたがい、横断歩道を通過するとき、高度な注意を払う必要があることは言うまでもない。中国道路交通安全法47条は、「自動車が横断歩道を通過するときには、減速しなければならない。横断している歩行者がいる場合は、停車して歩行者に通過させなければならない」（同条1項）と規定している。さらに、同法76条1項は、自動車が交通事故を起こし、死傷の発生、及び財産の損害が生じた場合には、自動車側に故意・過失がなくても、10%を超えない範囲の損害賠償責任を負わなければならないとしている。これらの法律によると、明らかに通行人に対する保護が強調されており、被害者の特殊な体質を加害者の不法行為責任を減輕するために斟酌すべき素因及び根拠としているわけではない。⁽⁹³⁾

VIII 結びにかえて

本稿は、指導性案例24号を中心に、中国における交通事故損害賠償と被害者の特殊な体質に関する問題を紹介し簡単な考察を試みた。当該裁判例が公布される前に、交通事故に関する損害賠償請求事件について、裁判所は被害者の特殊な体質を原因力の1つとして、寄与度に基づき加害者の賠償責任を減輕してきた。その責任の割合についての認定は、被害者に注意義務違反などの過失があることを前提にしているわけではなく、専門家の鑑定意見だけに従い、本来加害者が負担すべき損害まで被害者に押し付け、割合的な解決が図られていた。そもそも、不法行為の場合は、被害者は加害者に対して、あらかじめ何等かの義務を負っているわけではなく、被害の結果に対する特殊な体質の寄与も、被害者が好んで選択したわけでもなく、むしろ違法な不法行為によって強制されたものである。⁽⁹⁴⁾

(93) 胡光輝・前掲注(1)・24頁参照。

殊な体質が損害の発生または拡大に寄与する可能性のあることについて、被害者がそれを回避する義務あるいは対応措置をとらなければならないことを加害者に対して負っているわけではないし、当然ながら、損害の結果に寄与した部分を被害者の責任とする⁽⁹⁵⁾ことはできない。

指導性案例24号の公布によって、被害者の特殊な体質は事故の結果をもたらした客観的な要素に過ぎず、法律上の因果関係があるわけではないこと⁽⁹⁶⁾とした。また、交通事故においては、被害者の体質的問題や運転する者が予見可能か否かにかかわらず、自動車側に高度な注意義務を負い、自らの行為による損害の結果についてすべての賠償責任を負わなければならない⁽⁹⁷⁾としたのである。やはり被害者に故意・過失がなく、加害者に故意あるいは重過失があり、当事者間における過失相殺に相当する事情がない限

(94) 永下泰之「損害賠償法における素因の位置(1)」北大法学論集62巻4号、675頁参照。

(95) 永下泰之・前掲注(94)・675頁参照、窪田充見・前掲注(14)・64頁参照。

(96) 当該判決は、英米法のEggshell-Skull-Ruleまたは「加害者は、被害者のあるがままの状態を引き受けなければならない」という原則を採用し、つまり、英米法と同様に被害者の身体的素因を考慮しないという原則を採用しているのである。イギリスにおいて、Egg-shell skull case(卵の殻のように薄い頭蓋骨事件)として有名な1910年の国王座部(Kings Bench)の判決が打ち出したものである。この判決以降、被害者の素因による損害の発生・拡大のリスクを加害者が負担するという原則は、上述の「不法行為者はその被害者があるがままの状態で引き受ける」という形で命題化され、現在まで一貫して維持されている(永下泰之・前掲注(94)・31頁、日本では「素因原則考慮説が支配的である」同29頁)、また、前田陽一・前掲注(70)・895頁以下などを参照されたい。

(97) 最高人民法院案例指導工作弁公室・前掲注(8)・11頁参照。また、2002年の医療事故処理条例49条において、医療事故に関する損害賠償を認定するとき、事故の損害結果と患者の事故以前の疾病状況との関係を考慮しなければならないと規定しており、後の法医学学会においてもこの考えを継承し、障害の認定を行うときに当該概念を用いるようになった。特殊な体質の問題について、立法において進展が見られなかった。そのため、裁判実務において、関連事件を審理するときに医療事故処理条例49条を類推適用して被害者の特殊な体質を寄与する原因の1つとして、加害者の最終的な賠償額を確定するとしてきた。したがって、指導性案例24条が公布されるまで、中国のほとんどの裁判所は、被告と特殊な体質を有する原告との間に一定の比率に基づいて損害を当事者に分担させるようにしてきた。(同)

り、特殊な体質による寄与度をもって損害賠償責任（額）を減輕することは、かえって被害者にとって不公平が生じることになる。また、「過失なければ責任なし」という観点からみても、指導性案例24号の判断は至極当然のものであろう。

しかしながら、特殊な体質における寄与度の問題は、権利侵害責任法（損害賠償）における因果関係、違法性、過失の問題、さらに当事者の社会生活における自由活動への制限などの政策的な判断問題にもかかわるた⁽⁹⁸⁾め、より詳細な検討が必要であることは言うまでもない。当該指導性案例は多くの裁判例に引用され、指導性案例として、大きな役割を果たしている。車社会となった中国の現状を考えると、裁判所（＝指導性案例を出している最高人民法院）の政策的配慮あるいは「政策志向型」解決であり、時代の要請に合致するものであるといえる。だからといって、「裁判官は、積極的・創造的な政策決定者であり、公共的問題の提起者⁽⁹⁹⁾」であるといえるわけではない。というのは、中国の裁判制度は、裁判所（人民法院）の独立は認められているが、裁判官の独立が認められているわけではない。そのため、裁判官個人の意見（創造）はまったくと言っていいほど表に出されることはない。このこと自体は、それほど大きな問題ではないが、先例拘束性の原理を採用していない中国では、「裁判所」の「創造的要素を含んだ法の解釈の客観性⁽¹⁰⁰⁾」、あるいは「社会の中の一定範囲の人々の利益

(98) 窪田充見・前掲注(14)・64-65頁参照。

(99) 平井宜雄『法の解釈』論覚書 加藤一郎編『民法学の歴史と課題』（東京大学出版会、1982年）75頁。

(100) 山田卓生「法解釈の主観性」加藤一郎編『民法学の歴史と課題』（東京大学出版会、1982年）110頁。「法の解釈は社会の現状に拘束される。社会の現状に即して妥当と考える結論を求める。しかし、何を妥当と考えるかに当たっては、解釈するものの社会観という主観が影響するであろう。でも単なる恣意ではない。客観と不可分離に結び付けられた主観である。そして正にそれ故に解釈しているものは、自分の解釈が客観的に妥当な唯一の解釈でもあるかのように意識しがちなのである。しかし、そのことは法の解釈が主観的価値判断によって左右される、イデオロギッシュなものであることを否定するものではない」との指摘がある（来栖三郎「法の解釈適用と法の順守」法学協会雑誌68巻5号、448頁）。

を基礎の上に立つところの社会的な価値の体系を反映する」「法的価値判断⁽¹⁰¹⁾をいかに確保するのかが、問題であろう。また、誤解を恐れずに言えば、「公平の原則」に従い、被害者の特殊な体質による寄与度を割合的に解決(=損害の公平な分担)するという裁判所の判断は、むしろ当事者間の利益衡量を図った解決であり、「利益衡量論」に親和的であるといえる。結局、「同種の事件」でも、裁判所によってまったく異なる判断が下され、「主観性」を免れることができない⁽¹⁰²⁾。

そこで、最高人民法院は、「権力」を行使して社会の実情及び当事者間の紛争解決の「公正・公平」に合致した、「指導性案例」を選定して「同案同判」(同種の事件には、同一の解決)を「実現」し、法的安定性と予測可能性の担保を図ることになっている。さらに、指導性案例24号の公布によって、被害者の特殊な体質に関連する損害賠償制度の「損害填補」という目的だけでなく、不法行為に対する「予防及び制裁」(権利侵害責任法1条)という目的に重点を置くようになったと解することができよう。

(101) 川島武宜『科学としての法律学』〔新版〕(弘文堂、1964年)61頁、山田卓生・前掲注(100)・110-111頁。

(102) 山田卓生・前掲注(100)・109頁以下参照。